長起第３５３号－１

令和３年５月　日

高齢者施設設置法人代表者　様

高齢者施設施設長　様

米子市福祉保健部長寿社会課長

（公　印　省　略）

居宅サービス事業所等の従事者へのワクチン接種について（依頼）

　日頃より、本市福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、令和３年３月３日付け厚生労働省健康局健康課長他連名通知により、居宅サービス事業所等の従事者への新型コロナウイルスワクチン接種について、取扱いが示されたところです。本市におきましても、一定の要件を満たす場合には居宅サービス事業所等の従事者も優先接種の対象とすることとしますので、下記の要領に沿って、新型コロナウイルスワクチン優先接種に係る意向確認等を実施するとともに、要件を満たす施設については、居宅サービス事業所等の登録様式（様式５）により本市にご登録いただきますようお願いします。

　なお、前述の厚生労働省通知及びここに掲げる各様式については、市ホームページに掲載しますのでご参照ください。

記

１　要件

　①居宅サービス事業所等の意向

　　居宅サービス事業所等が、新型コロナウイルスワクチン感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を本市に登録する場合

　※様式５に必要事項を記入のうえ、本市に提出してください。

　②居宅サービス事業所等の従事者の意思

　　①の事業所等の従事者が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する職員

２　従事者の意思確認

　　居宅サービス事業所等は、「説明文書」（様式４）を活用して、職員に説明及び相

談のうえ、地域において病床がひっ迫する場合に、自宅療養中の新型コロナウイルス感

染症患者等に直接接し、介護サービスを提供する意思を有する職員を把握してください。

３　優先接種証明書の発行

　自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者に直接接し、介護サービスを提供する意思を有する職員に対し、事業所は優先接種対象である「証明書」（様式３）を発行します。

４　接種の実施

　居宅サービス事業所等従業者は、住民票所在市町村が発行する「接種券」と事業所が発行する「証明書」を持って、原則として住民票所在市町村の接種実施医療や集団接種会場で接種を受けることになります。

※証明書は２回目の接種でも使用するので、医療機関等で提示し、返却してもらいます。

５　接種の順位

　高齢者施設従事者の接種順位は、６５歳以上の高齢者の次の順位になります。

６　接種順位の特例

　次の要件を全て満たす場合は、接種順位の特例が適用され、高齢者施設の入所者及び従事者と同時に当該施設内において接種を行うことができます。

（１）居宅サービス事業所が、入所居住系の高齢者施設に併設されていること。

（２）併設の高齢者施設について、施設内で入所者及び従事者の接種を行うこと。

上記に該当し、高齢者施設の入所者及び従事者と同時に、併設の居宅サービス事業所の従事者が接種を受ける場合には、本市より「接種券付き予診票」を発行する必要があります。「接種券付き予診票」を発行するため、同時接種を希望される事業所は、「医療従事者等優先接種予定者リスト」（様式２）をご提出ください。

７　報告先

〒683-8686　　米子市加茂町一丁目１番地

米子市福祉保健部長寿社会課介護保険担当

　　電話：２３－５１０４　ＦＡＸ：２３－５０１２

　　ｍａｉｌ：choju@city.yonago.lg.jp

【事務担当】

〒683-8686　　米子市加茂町一丁目１番地

米子市福祉保健部長寿社会課介護保険担当

担当　萩原

電　話　２３－５１０４

　ＦＡＸ　２３－５０１２

　ｍａｉｌ　choju@city.yonago.lg.jp